

会 議 録

会議の名称	第3期 小金井市地域自立支援協議会（第19回）
事務局	福祉保健部自立生活支援課、地域生活支援センターそら
開催日時	平成26年1月28日（火） 午後2時00分から午後4時00分
開催場所	前原暫定集会施設 A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋智委員（会長）、矢野典嗣委員（副会長）、鈴木日和委員、水野元子委員、森田純司委員、中村悠子委員、江澤和江委員、大久保昌弘委員、馬場利明委員、赤木敏一委員、森田史雄委員、ポーバル聡美委員、堀池浩二委員</p> <p>【オブザーバー】 総務部危機管理担当部長兼地域安全課長 大澤秀典 地域福祉課地域福祉係 小俣敏行</p> <p>【事務局】 自立生活支援課障害福祉係長 藤井知文 自立生活支援課相談支援係長 高田明良 自立生活支援課障害福祉係主任 北村奈美子 地域生活支援センターそら 蕪塚明</p>
傍聴の可否	可
傍聴者数	2人
会議次第	別紙会議録のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	添付のとおり

第 3 期 第 19 回小金井市地域自立支援協議会 議事要旨

日 時：平成 26 年 1 月 28 日(火) 14：00～16：00

場 所：前原暫定集会施設 A会議室

出席者：協議会委員 13 名

オブザーバー 2 名

自立生活支援課障害福祉係長

自立生活支援課相談支援係長

自立生活支援課障害福祉係主任

地域生活支援センター そら 1 名

配布資料 1：平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者支援に関する条項が追加されました。

2：討議から見えてきた障害者の防災・災害対策のポイント

3：武蔵野市自立支援協議会権利擁護部会傍聴報告

4：調布市障害者地域自立支援協議会ワーキンググループ会議傍聴報告

5：第 4 期小金井市地域自立支援協議会組織イメージ

6：平成 25 年度障害者週間行事の報告

7：アエラウィズベビー記事

1. 開会

事務局 (藤井係長)	<p>開催にあたり、配布資料（資料 1～7）の確認。追加で皆様のお手元に、「心のやまいつて何だろう？」というピンク色の 1 枚のチラシを配布した。これは、後ほど事務局より説明する。もし資料がないという方がいらしたら後ろにいる事務局までお申し出いただきたい。</p> <p>また、本日は水野委員から業務のため 30 分程度遅刻すると連絡をいただいている。鈴木委員は所用のため 3 時半頃で退席となる。</p> <p>本日はオブザーバーとして市の職員 2 名が協議会に参加しているので、ご紹介する。市の防災対策を所管している総務部地域安全課より大澤危機管理担当部長である。</p>
総務部地域安全課 大澤部長	危機管理担当部長をしている大澤です。よろしくお願いします。
事務局 (藤井係長)	同じく、市の災害時要援護者支援事業を所管している地域福祉課から小俣である。
地域福祉課 小俣再任用職員	小俣です。よろしくお願いします。
事務局 (藤井係長)	本日は後ほど小俣から、災害対策基本法の改正に伴う避難行動支援等に関する事項の説明をいただくので、よろしくお願いします。

2. 議題

(1) テーマ別検討 防災・災害対策について①

高橋会長	<p>本日の会議は、出席者 13 名となり、本協議会は成立。</p> <p>議題(1)のテーマ別検討、防災・災害対策について①である。森田純司委員、森田史雄委員、江澤委員、赤木委員から順次報告があるので、よろしく願います。</p>
森田史雄委員	<p>今紹介された 4 人の委員がどのように今月と来月で進めるか、昨年の 12 月 10 日に担当者会議を開いた。</p> <p>この地域自立支援協議会でも第 2 回から第 4 回に亘って防災についていろいろ話をした。第 3 期第 1 回の地域自立支援協議会において、どのようなテーマを採り上げたらいいかということ話し合った。防災は非常に重要なテーマであるということで、最初に採り上げられたのが防災・災害のテーマであった。</p> <p>昨年 11 月の地域自立支援協議会において配布された高橋会長がまとめた「討議から見えてきた障害者の防災・災害対策のポイント」を本日資料 2 として再配布した。今月と来月で審議し、資料 2 に修正、加筆し、この 2 年に亘る地域自立支援協議会の総合的なまとめにしようという考え方である。</p> <p>本日は先ほど紹介された大澤部長、小俣氏から、まず防災計画が国において改正されたが、その改正はどういうものか、東京都でどう考えているか、小金井市でどう考えているかということ皆さんで共通認識を持つため、お話をさせていただく。</p> <p>もう 1 つは、稲葉市長が会長を務める小金井市防災会議というものがある。大澤部長が委員をされている。地域自立生活支援センターの森田委員も委員をされている。小金井市防災会議において今どのような討議がされているかということ報告させていただきたい。</p> <p>その後、皆さんに協議していただきたいのは、来月まとめる予定の「討議から見えてきた障害者の防災・災害対策のポイント」をこの地域自立支援協議会の中だけではなくて今日いらっしゃっている小金井市防災会議の方々にかたきでお渡しすることができないかと思っている。どういう方法でやったらいいかということ協議していただきたい。</p> <p>以上、大澤部長から引き続き報告をお願いします。</p>
総務部地域安全課 大澤部長	<p>私から防災関連の動きについて、資料はなくて大変申し訳ないが口頭にてご説明をさせていただく。</p> <p>平成 23 年に東日本大震災が起きて早 3 年近くたとうとしている。小金井市においては平成 21 年 3 月、震災が起こる前に小金井市の地域防災計画を修正していた。</p> <p>今回東日本大震災を踏まえ、この地域防災計画の修正作業を行っている。大きなものとしては国の法律である災害対策基本法が一昨年の 6 月と、昨年 6 月に改正された。</p> <p>昨年 6 月に改正された主要な部分については、後ほど小俣のほうからご説明があると思う。そちらに基づき国の防災計画が平成 24 年と平成 25 年で 2 回修</p>

正されている。

併せて、東京都も平成 24 年 11 月に修正がされた。東京都においても昨年大島の土石流災害があったのを皆様方は記憶があると思う。その被害の教訓も踏まえた中で、平成 26 年度早々にまた地域防災計画の修正が行われる予定である。

小金井市においても国の法律、防災計画や都の地域防災計画との整合性を取らなければいけないというかたちになっている。今森田純司委員にも入っていたきながら平成 25 年、平成 26 年と 2 か年かけてこの計画の本体、総論の部分について今修正の作業を行っているところである。

特に東日本大震災を踏まえ、また、その後計画停電があったところである。その中で市民の皆様方への情報の収集、伝達の在り方、更に 3・11 に起きた帰宅困難者という新たな対策をしなければいけない状況があった。

災害時の要援護者の対応では福祉避難所が保育園と障害者福祉センターだけしか指定していなかった状況もあるので、そういった部分での福祉避難所の拡充。

更に小金井市においては、他県の自治体と災害時の相互応援協定を締結していなかったのも、現在、岩手県北上市・長野県飯田市・福岡県宗像市の 3 市と協定の締結をしたところである。

防災計画は総論の部分になる。各論の部分についての各種の災害マニュアルについても作成、更に改定の見直しというものを今こちらの地域防災計画の修正に併せ、同時に進めているところである。

今回こちらの協議会においては災害時の要援護者、今は避難行動要支援者というかたちが変わったところだが、こちらについても率直に言うとまだ総論の部分である。

例えば、二次避難所として、避難場所の協定の締結はさせていただいているが、実際どのようにしていくかというところが問題になってくる。

また、避難所については小中学校 14 校指定しており、要援護者の方が優先的に入ることができるように、更に要援護者の方が利用しやすい場所にするため、各学校ごとにどこの場所を使用するか学校関係者、地域の皆様方に少しずつ話をさせていただいているところである。

目に見えたかたちになっていない状況であるが、今後とも防災対策については福祉保健部、関係する部局と調整をして総論から各論、更に細かい詰めまで整備してまいりたいと思っている。

昨年 6 月に災害対策基本法が改正されたところである。災害対策基本法で幾つか大きく変更になった。特に「住民等の円滑かつ安全な避難の確保」が主な修正の項目として挙げられている。

その際の避難行動要支援者名簿の作成、その名簿活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備。また被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備といったところも災害対策基本法の中で修正され、先般 1 月の国の防災基本計画の中でも修正されたところであ

	<p>る。</p> <p>本日は一部分ではあるが、避難行動要支援者の関係について今担当している小俣から今回の法改正、小金井市が今整備をしている状況を説明させていただきたい。</p>
<p>地域福祉課 小俣再任用職員</p>	<p>昨年 6 月に改正された災害対策基本法の避難行動要支援者という新しい言葉を中心にお話をさせていただきたいと思う。</p> <p>資料 1 の 1 ページ、真ん中辺りの「追加された主な内容」というところをご覧ください。①に記載されている通り、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村に義務付けられた。</p> <p>今までは「名簿の作成に努めるものとする」というかたちになっていたが、それが義務となった。かつ②に書かれているが、端的に申し上げると、その名簿は役所だけ持っていて意味がないので地域の皆様と共有をするようにしなさいと法律に書き込まれている。共有する場合には個人情報であり、センシティブな情報が入っているので、本人の同意を原則として共有しなさいというふうに法律には書かれている。</p> <p>ここに書いていないが、本人の同意を得た部分については地域、町会、自治会、自主防災会など、主にそういうところと共有をしなさい。その共有した人たちを中心に災害時の安否確認、避難支援をしなさいという流れになっている。</p> <p>その時に同意しなかった人はどうなるかという問題が残っている。③に記載されているが、情報共有は平時に行われるが、災害時には本人の同意を前提とせず、市が持っている同意をしなかった人の情報についても地域と共有し安否確認をしていいという法律になっている。</p> <p>被害が起きたときにすぐにそれを始めるとなると、かなり時間的に無理がある。そういう意味では事前にご同意をいただいた方が優先になる。その辺を地域の皆様、自治会や自主防災会の皆様にもご理解をいただくようにこれから努めていこうと思っている。</p> <p>また、④では「守秘義務」という言葉を使っている。法律に情報を得た者には秘密を守る義務が課せられた。</p> <p>ただし、私たち公務員には守秘義務を守らなかった場合には罰則があるが、この法律には罰則規定がない。民事上の責任は問われることはあるが、罰則規定はない守秘義務である。主にそういったところが大きな改正点になっている。</p> <p>1 ページから 2 ページにかけては、その名簿をどういうふうに活用するかについて書かれている。</p> <p>まず①のところは、今の弱点だというふうに私たちは思っているが、万が一災害が起きた時、または起きることがあらかじめ分かった時、地震の場合は最初に時間がほとんどないが、台風や大きな水害などの場合には一定の時間があるから、その時に支援が必要な方たちにどうやって災害情報をご提供申し上げるか。ただ単に防災無線だけでいいのかどうか。</p> <p>あるいは耳の不自由な方、目の不自由な方たちもいらっしゃるから、どういうかたちで的確に情報を伝達申し上げるかということが大きな課題になると思</p>

う。ここについても名簿情報を分析することによって適切な情報伝達システムを整備していかなければいけないということになっている。

②③のところは今申し上げたように事前の情報提供と平時の見守り、万が一の時の安否確認や避難支援。また、ご同意をいただけなかった方の個人情報の取扱などについて触れさせていただいている。

④のところは万が一の時、東日本大震災の時もあったが全国から支援の輪が入ってくる。当事者団体の方たちも、自分たちも同じ障がいの方たちの安否確認をするのだというかたちで動いてくださるような時には、市はその当事者の方たちの情報をご提供申し上げて安否確認にご協力いただくかたちを取っていくという流れをここに書かせていただいた。

もちろん全てに係って大きな大前提としては、プライバシーを守ることであるが、それをきちんと担保するかたちで情報を有効に利用し、活用していくということである。

更に名簿情報が共有され、地域の中で見守りシステムができたところでは、例えば防災マップのようなもの、2 ページの真ん中辺りの「名簿情報の活用を更に発展させます。」の①だが、地域のどういふ方たちがどこにいらっしゃるのか、どういったところに危険箇所があるのか、そういった防災マップを作ったりすることで地域の中での安全確認をしていく。

それぞれの個人に関して地域の方々にご協力いただいて支援プランを地域の方にご協力いただき立てていくことも、これから更に進めていかなければいけないと思っている。

名簿を活用することについて、マップや個別支援計画を作ることは法律には書かれていないが、国が出した指針の中では書かれている。つまり立法趣旨の中には、そこまで行ってほしいということがあるというふうに理解をさせていただいている。

3 ページをご覧ください。今申し上げたことをイメージとしてフロー図を書いた。本人同意を前提として、市が持っている情報を地域・消防署・警察・民生委員さんたちと共有し、見守りをしていこう。万が一災害が発生したときにはその方たちの名簿を活用して安否確認、避難支援をして、ご自宅に居られない場合には避難場所にご案内をして支援をしていこうということである。

避難場所については災害時要援護者に登録されていない方は避難所へ行った後、福祉避難所に行けないのではないかという疑問が出されたところである。今は主に避難支援が必要な方たちを中心に名簿を作っているが、実際には避難場所においてはそれぞれの方に事情があるから、その避難場所に来た方については名簿に載っている、載っていないというのは別にして、その方のその場の状況によって福祉避難所が必要な場合は福祉避難所という流れになる。このフロー図では十分表現していないが、そのようにご理解をいただきたいと思う。

平時は地域との情報共有し、万が一に備えていこうということだが、4 ページにあるように、万が一災害が起こった時の実際の大きな問題として、平時において市内全域で避難行動要支援者の方たちの名簿が共有できるかということ、

実際問題は非常に難しい。

私たちはできるところからやっ払いこうと努めているが、万が一その間に災害等が起こったときには、名簿についてはご本人の同意を得ずに活用せねばならないと思う。命を守るということが最大の目的であり、命を守るという意味合いから、本人の同意を得ずに地域の皆様や協力団体の方と共有をさせていただき、安否確認や避難支援等に当たらせていただく。そのように名簿を使わせていただくということで考えている。

5 ページは昨年 6 月に改正された災害対策基本法の避難行動要支援者にかかわる部分である。実際には、この法律の施行は今年の 4 月である。今、内閣府の説明が全国で行われているが、4 月に向けて各区市町村に準備をして 4 月には全部が整備されているような状態になってほしいということで話をいただいた。

小金井市の場合には既に従前に行っていた災害時要援護者の名簿作りが、国が改正法で想定している名簿とほぼ一致するので、若干の改定はしているが、今その名簿を更新して使わせていただくような準備をしている。

1 つだけご説明すると 5 ページ 49 条の 9 に、市町村は居住する要配慮者のうち、避難をするのが特に支援が必要な方については避難行動要支援者というが、その方たちの名簿を作りなさいということである。

要配慮者というのは災害対策基本法では高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他特に支援が必要な人達というくくりがある。実際に高齢者となると、例えば 65 歳以上の人や 75 歳以上の方はすごく大勢いらっしゃるわけである。

私どもは事務的に要配慮者というのは、例えば 75 歳以上の独り暮らしの方、75 歳のみ世帯の方、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方というところで限定させていただいて、まず要配慮者という枠をつくらせていただく。

民生委員さんを中心にしてご本人との面接などをさせていただく中で、避難に対してご家族等の支援がなく、何らかの地域の支援が必要な方たちを避難行動要支援者として名簿作りをさせていただいている。

5 ページ真ん中の辺りに「地域防災計画の定めるところにより」という言葉が入っている。改正法の中の様々なところに「地域防災計画の定めるところにより」という言葉が入っている。後ほど説明するが、これが大きなポイントになると思っている。地域防災計画の定めるところにより名簿を作りなさいという流れになっている。

先ほどのフロー図の内容がこの 5 ページ、6 ページ、7 ページに関わるようになるので、また後ほど見ていただければと思う。

8 ページからは、これが「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」というものが内閣府で法改正の後に出された。その中で、地域防災計画を改正するときに法律に則って書き込むことを示している。

8 ページの 1 番の四角の中に「防災計画に重要事項を定めるとともに、」と書いてあるが、9 ページをご覧になっていただきたい。9 ページの上のほうの網掛

けの部分に具体的に示されているのが、今改定作業をしている地域防災計画の中に必須事項として、要するに必ず書き込まなければいけない事項として国が示したものである。

それは避難行動支援等関係者となる者、避難支援をしてくださる関係者、民生委員や町会、自治会、そういった者について計画の中に書き込みなさい。それから避難行動要支援者の名簿に登載する者の範囲を書き込みなさい。

先ほど申し上げた障がいのある方や介護保険の認定を受けた方、そういう方たちについては具体的に書き込むということである。

その名簿を作るための個人情報入手方法も入れなさいとなっていて、網掛けの中にある幾つかの項目が地域防災計画の中に入れる必須事項である

かつ、その下の網掛けをしていない部分についても全体計画、例えば「災害時要援護者」という言葉を使わせていただくと、「災害時要援護者の避難支援マニュアル」というようなものでもいいと思うが、そういったものの中にその下にある部分についても書き込んでいきなさいということである。

なかなか難しい部分もたくさんあり、実際私ども福祉部門だけで解決できないところも多々あるが、こういったことを計画の中に書き込む課題がある。

10 ページは、国が示したことについてはそれぞれ市町村の事情があるわけだから、市町村の事情によってもっと広げてもいいということが書いてある。ただ、必須事項については、書き込んでいかなければいけないということになる。

11 ページは、以前に小金井市の災害時要援護者の情報取扱に関する要綱というのをお示ししたかと思うが、それを改訂させていただき、今回の法改正に合わせて避難行動要支援者支援事業実施要綱というのを作らせていただいた。

ベースは同じだが、この大きな特徴は 2 条の定義の中に、名簿の中に登載することとして明記されていなかった精神障害者保健福祉手帳の 1・2 級の方についても名簿の中、これは要配慮者名簿の中に登載させていただくというかたちで追加させていただいた。

この 2 条にある要配慮者名簿の中で、特に避難行動に関して支援が必要な方については絞り込んで避難行動要支援者の名簿を作らせていただくということになっている。

また、12 ページから 13 ページにかけては名簿の管理、提供というところであるが、名簿については町会、自治会等々に対してご提供申し上げる。これについてはご本人の同意をいただくことを前提に、同意を得ていくことを原則としてご提供申し上げるかたちにさせていただいた。

これは小金井市の特徴といえるかもしれないが、消防署、警察署、民生委員さん等に名簿をご提供申し上げる場合は、いわゆる法律に守秘義務が課されているようなところに名簿のご提供を申し上げる場合には、ご本人同意を得ずに私どもは個人情報保護条例の外部提供をすることができるという条項を使わせていただいて、ご提供申し上げるかたちを取らせていただく。

これは国からも説明があり、本人同意を原則とするけれども個人情報保護条例等で提供することが良しとされるものについては、より広くご支援申し上げ

	<p>るためにはそういうやり方でも良いというふうに国から回答をいただいている。</p> <p>関係機関と情報を共有させていただくことによって、地域の中で平時を含めて災害時にご支援申し上げるネットワークづくりをしていきたい。</p> <p>要配慮者は、今作っている名簿では 4,972 人の方を名簿登録している。これは今現在、精神の人はこの時点では入っていない。昨年の 12 月 1 日現在の時点で集めた情報で作っているのに入っていない。これに 4 月以降また名簿整備をするときには 300 人ぐらいの精神の方の名簿が追加されることになっている。</p> <p>また、要配慮者の方たちの個別訪問等をするかたちで絞り込んだ避難行動要支援者名簿には、避難行動をするのに主にご家族以外の支援が必要だという方が 2,835 人登録させていただいている。</p> <p>来月も地域の自主防災会の方たちとの勉強会とか情報交換会があるが、そのときにも自主防災会のほうに名簿共有のご協力をいただくということをお願いさせていただきたいと思う。現在も貫井南町、前原町の方たちとは具体的にやっていただけないかということで協議を進めているところである。</p> <p>是非皆様からも地域と関係する中で災害時要援護者の方の名簿共有とかたちで地域のネットワーク作りをしてくださるところがあればご紹介を賜ればと思っている。以上。</p>
森田史雄委員	何か質問はありますか。それでは森田純司委員に報告をお願いします。
森田純司委員	<p>「防災・災害対策について」ということで、昨年 12 月にテーマ別の検討の感想として話し合った中で、まずは現状認識から共通認識を持ちながらやっということになった。</p> <p>私は防災会議に出席させていただいているので、今日はそこでの活動も含めてご報告ができればと思う。スライドを使っての説明になる。今日の話、報告のポイントは 7 つある。1 から 7 までの流れで報告ができればと思っている。</p> <p>1 「小金井市防災会議、小金井市地域防災計画について」、これは大澤部長と小俣氏からご説明いただいたので、時間の関係で省略する。</p> <p>2 「障害者福祉と相談支援の現状」というのは、昨年の地域自立支援協議会の中でも協議された相談支援の現状を少し絡めて災害のところを考えたい。</p> <p>3 「災害に係る地域生活支援の課題」ここは今、地域福祉課の小俣氏から手を挙げていない人、同意していない人もいるというところに関係する話になっていくのだと思う。生活支援の課題もあるが、同時に災害対策上の課題にもなるかと思っている。</p> <p>4 「小金井市地域自立支援協議会について」、ここは一昨年 3 回、第 4 回、第 5 回で災害に対する検討を行っているということ。また、今回も 1 月、2 月と災害について検討を行う。これは何らかの災害について障がい福祉に関係することでネットワークを築くということが地域自立支援協議会の目的だと理解しているので、一定の何か役割を持ってないかという視点でのポイントになる。</p> <p>5 「防災会議委員の活動・課題」を報告する。</p> <p>6 「障害福祉分野から見た災害対策のあり方（案）」としてご報告申し上げよ</p>

うと思う。

最後に7「提案」、防災会議でこうなればいいというところのお話で、少し漠然としているかもしれない。この7つのポイントでお話を進めていきたいと思う。

「小金井市防災会議、小金井市地域防災計画について」、これは先ほど大澤部長、小俣氏からお話をされたとおりの流れになっている。少しイメージとして付け加えたいのは、この2つのところである。

平成21年3月に修正された、小金井市防災計画の冊子の厚さを測ったら21mmぐらいある。直近に内閣府で「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、新しく修正された全体計画には7つのポイント、必須7項目がある。

7つのポイントは、全体計画の中に入れなさいとある。全体計画冊子2cmプラスぐらいの厚さに対して、実は「災害時要援護者対策」は第3部、第10章にあり、これが1ページと10行ぐらいである。

厚みが相当ある中で「災害時要援護者対策」は必ずしも厚くはないというところがある。この7つのポイント、内閣府の全体計画ないしは、手引みたいなものを使うように考えていかなければいけない。

市全体の動きの中で「災害時要援護者対策」が中心になるのではなく、もう少し全体的な動きが中心になるというイメージを共有できればいい。

小俣氏から説明があった7つの必須項目は2ページだけだったものに対して、7項目入ったら相当な厚さになってくるかと思う。地域防災計画はただでさえ厚い中でどれだけ反映されるかというのは、なかなか難しいところがある。

実は防災会議の中でこの7つの項目をどうやって入れたらいいかという質問をさせていただいたところだが、どうやって入れるかというところ自体もなかなか大変なことなのだという認識、思いがある。

必須事項の他にも内閣府の指針の中には更に「避難行動要支援のために取り組むべき事項」というものがある。8月に出た指針の中に、第I部は必須項目。その後に、是非取り組んでというようなことが書いてある。「避難行動支援に係る共助力の向上」と書いてあった。

具体的には「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」と書いてあるが、設置が取り組まれたらいいのではないかということが書いてある。

次に「要配慮者及び避難支援等関係機関を対象とした研修等の実施」と書いてある。最後のところに「避難行動支援に係る地域づくり」、そういったところが書いてある。

これは町会、自治会その他自主防災組織で展開されている地域づくり研修あるいは避難訓練みたいなものを要配慮者に絞ったというかたちでも展開するという指針なのかと理解している。これが指針の中の後ろのほうに付け加えられている。

次に「障害福祉と相談支援の現状」である。私は昨年10月に相談支援の現状という報告をさせていただいた。その中のポイントで一番お伝えしていきたい

と思ったのが、相談支援事業者が少ないということである。

災害と関係あるのかという話だが、高齢分野に特化して考えてみると、高齢分野の居宅介護支援事業者、ケアマネージャーがいる事業所が小金井市内に 27 事業所あると介護福祉課に教えていただいた。

比較して障がい福祉分野は 5 事業所で、対象者がちょっと違うので、完全な比較にはならない。平成 23 年 3 月 11 日（3・11）にケアマネージャーがどういう動きをしたか。民生委員と連携をして安否確認を進めたと言っている結果が多かった。

障がい福祉分野の災害対策を考えると、資源の少なさということを考えていったほうがいいと思っている。

また、相談支援事業者が少ないということが、先ほどあった生活自体も困窮している家庭や、障がい特性によっていろいろな地域のかかわりが持ちづらいといった課題のサポートがどれだけ多いかということにも関係してくる話だと思う。

自立生活支援センターで障がい者ケアマネジメントのライフステージに沿ったケアマネジメントのところで、年代別にキーワードとなるように出しているものがある。

「災害時の避難支援連携プラン」、これは何かの法律に書かれているものではないが、計画相談を進めていくと必ず地震のときはどうしようという不安が出てくる。出てくるのであれば、最初からプランをやっておいたほうがいい。

災害時要援護者の手引きなどを見ると、本も出ているので、もしかしたらこういった事業所が増えていって平時のケアプランを作る中で、そのプランの一助となるような活動もできるのではないかな。

相談支援事業所を立ち上げてもなかなかお金にならないとか、大変だとか、いろいろなご意見がある。

このあたりは何かネットワークが組めないか、地域自立支援協議会として何かガイドライン的にできるといいと思う。

3 つ目は「災害時に係る地域生活支援の課題」、実は今、自立生活支援センターでは主に困難を抱えるケースというのを対応させていただくことがあるとひとつ気づくことがある。往々にしてお金がない、地域での孤立、そもそも民生委員の人の顔を知らない。もしかしたら避難行動要支援者の網掛けから漏れる、あるいは同意をするメリットを知らない、そういった状態にある方がいるかと思う。

相談支援や日頃の入所先など、細かい支援の先に、生活支援の向上の中にこういった災害対策に結び付けていくことがあるかと思う。

今総論で全体計画、地域防災計画やその他の施策が進んでいるところだが、地域の町会レベルや自主防災組織レベル、あるいは相談支援や日頃の障がい者福祉の支援者の中で進めている各論的な地域の動きと、一定の乖離がある。それを何か手段や方策をもって埋めていかなければいけない、ネットワークを組んでいかなければいけない。

そもそも困難を抱える障がいのある方の家庭の中には、地域の結び付きが弱い方もいらっしゃる。それよりも生活、明日のお金が気になって病院も行かないという方もいらっしゃる。

この方に「もしも地震のとき」という話をしても「いや。もしも、明日何を食えるというほうが大切だ」と、そんな自分の子供や自分のことに集中して、「もしも」の大規模災害についてなかなかイメージが湧かないということがあ

るのではと思う。
このあたりは地域自立支援協議会や、そういったところで災害の対策を継続的に扱いながら、先ほどの内閣府の取組指針など、地域づくりの役割があると思う。

小金井市地域自立支援協議会では平成 24 年度に災害対策の協議ということで、第 3 回は 9 月、第 4 回は 10 月、第 5 回は 11 月と 3 回に亘ってアンケートを実施し、それを集約するかたちで協議を進めている。そして資料 2 の「討議から見えてきた障害者の防災・災害対策のポイント」を高橋会長にまとめていただいた。

この中には現在でも必要となる視点が沢山書いてあると思う。大学との連携や災害伝言ダイヤル、福祉機器を使おうという医療の面、また、避難所における具体的な計画をしていくこと、あるいは教育委員会との連携が大切だということが書いてある。「救急医療情報キット」についてはもうできているので、そういったことを加筆修正するようなかたちで過去のデータや他の会議との連携ができるといいのではないかと思う。

特に来年度は、地域自立支援協議会の組織見直しで部会活動を始めていこうかというところや、ネットワークの構築がこの地域自立支援協議会の役割であるということ。また、地域自立支援協議会で災害対策に対して一定の役割を担えるようなところがあればいいと思っている。

なぜそう思うのかというと、「防災会議委員の活動・課題」のところと関係してくる。ご覧のスライドは「防災会議」の席次表である。

会長の稲葉市長を含めかなり多くの人数の方がそこにいる。私はいつも廊下側の上から 7 番目に座り会議に参加させていただいている。本当に地域のいろいろな方がいて、具体的な福祉のニーズをなかなか申し上げにくいということもある。なかなか個別の各論を言いづらいところもある。大きな枠組みを決めていくという大切な場でもあるかと思う。

また、平成 25 年度、小金井市防災会議の開催日程は 3 回になった。第 1 回が昨年 7 月にあった。第 2 回は 11 月に行われ、次が第 3 回になる。地域防災計画の修正については大体 25 年度の意見集約でコンサルタントの具体的な計画策定に結び付けていくスケジュールを確認している。

なかなか伝えられていない災害時の要援護者、避難行動要支援者、あるいは障がい福祉のところのお話、この 1 月、2 月の地域自立支援協議会で協議される内容はとても重要である。またタイミング的にも全体計画に入る、入らないは別にして、一定のネットワークの共有というところで必要なことと思ってい

る。

繰り返す。まずは大切な話から通るような内容の体系の会議であること。また開催日程もそんなに多くないということで、なかなか細かい福祉ニーズを伝えにくい点がある。

ただ、総論と各論のところの間が、まだまだ改定されるので、そのところを何か結び付くネットワークが必要ではないかと思っている。

「障害福祉分野から見た災害対策のあり方(案)」これは案として、災害時要援護者から要配慮者・避難行動要支援者に移行することについて考えてみたものである。今は避難行動要支援者というかたちで集約が始まって、要配慮者というのは身体障害者手帳1級2級、愛の手帳1度2度、精神保健福祉手帳1級2級、75歳以上の人、後期高齢者医療の独居、あるいは2人暮らしの人というところである。もしかしたら、専門的な地域自立支援協議会であれば対象者が細かく分けられるのではないかと思う。

「避難行動要支援者」というのは、私の予測が外れていなければ新潟県三条市で使われていた言葉かと思う。

そこにはもう1つ、「情報伝達要支援者」という言葉もあった。この中の大きなイメージというのは聴覚障害、視覚障害のある人、あるいは何らかの脳機能障害のある人で音声言語が入りにくい状態。認知機能が低下している人も入ってくる。

また、「要配慮者」というのが別立てのできるのであれば、それぞれ地域自立支援協議会の中で前から課題として言っていたグループホームという地域の居住の場にいる人たちが一時避難場所までたどり着くのであれば、ここから先の施策には入れそうだということで、小俣氏からご説明があったところである。

愛の手帳の3度4度、身体障害者手帳の3級から6級の方というのは「要配慮者」に入っていないということである。もしかしたら個別に要配慮要件を考える必要が出てくるかもしれない。

避難行動要支援者というのは本当に全身性の障がいがある方や医療機器を使っているような方で、複数の対応が必要な方とした場合に、配慮者や情報伝達支援者はもう少し対応を少なくして対策をしておけば1人で逃げて安全な場所へ行けるのではないかと思う。

地域自立支援協議会でこういったニーズを細かく把握すれば、全体計画の進行に役立てられると思う。

「提案」として、平成21年の地域防災計画のパブリックコメントが5つぐらい出ている。一番上に「避難支援プラン」についてとあるが、この段階では「これから」という表現をしているが、この1年後に災害時要援護者手引きというものがあった。

小金井市内にある身体障がい者団体であれば当事者団体や地域自立支援協議会、あるいは高齢分野であれば介護保険・高齢保健福祉総合事業計画策定専門委員会等との協働をしてもらえないかといったところが書かれている。

地域自立支援協議会は今月と来月で防災・災害対策についてがテーマである。

	<p>地域防災計画の全体計画になかなか入りにくい福祉ニーズということで、ぜひ何らかのかたちで去年の経験を生かせないかと思っている。一委員の動きでは、全体のニーズを伝えられない。いい意見や協議ができればと思っている。以上。</p>
森田史雄委員	<p>来月の地域自立支援協議会では、各々の担当委員が報告する。赤木委員は肢体不自由者に関すること。江澤委員は、人工呼吸器等の医療機器を使用する難病の方に関すること。森田委員は、視覚障がい、聴覚障がいのある方のグループホームの生活。私は精神障がいに関することを報告する。</p> <p>今回資料 2 を再配布した。今回と次回の地域自立支援協議会の内容を含め、この資料 2 へ加筆修正したものを案というかたちで提示したい。それを皆さんで討議していただいて、この 2 年間の全体のまとめというかたちにしたいと思う。</p> <p>そのまとめたものを本日オブザーバー出席していただいた防災会議の方や、その他関係者の方へ、地域自立支援協議会として提案したい。</p>
高橋会長	<p>今 2 つ報告いただいた。既に資料 2 のまとめにもあるが、一度少し時間をかけて議論したことである。それを踏まえながら新しい法改正の下で新しい課題が出てきた。そこに本協議会がどういうかたちで関わり中身を充実させていけるか、その辺についてご意見があれば出していただきたい。</p> <p>私のほうから、前回の協議においてかなり強調したことであるが、この資料 2 の中にも「学校が避難場所となるが、教育委員会の連携は不可欠」という、避難場所の問題ではなく教育委員会との連携ということについて協調した。</p> <p>鈴木委員から「子供をいかに守るか」というご意見もあった。全体に今日配られた資料を見ると、学校や教育、教育委員会というところが一切出てこない。実際に身体障がいや知的障がいを持っているお子さんはたくさんいらっしゃる。当然市町村、小中学校は市民の方であり、学校が避難場所になっているのである。</p> <p>学校や教育委員会の支援なしにいろいろな対応ができないはずである。主張をしてもなかなか学校、学校教育、教育委員会というところの視点が入ってこないのはなぜなのかということ伺いたい。</p> <p>例えば防災会議委員に学校、教育委員会の関係者に手厚く入っていただくなど、是非検討をお願いしたい。</p>
堀池委員	<p>防災は当然課題として出てくる話だが、全庁的な話である。高橋会長が言われたように、全庁的に検討していただきたいというご意見は当然と思う。</p> <p>地域自立支援協議会は自立生活支援課の要綱に基づくものである。その中の事務分掌に謳ってあることと、それに対して他課に亘るようなことについてはやはり他課の実情もあり、検討していく必要性もあると思っている。</p> <p>担当課としては重々分かっているつもりだが、地域自立支援協議会が何かしらをもってその会議に提案、提言というのは、非常に今の要綱上は難しいと思っている。</p> <p>その辺りは来年度からの要綱改正の中でどうするのか、昨年 9 月に行われた地域自立支援協議会において柿崎福祉保健部長から期末にまとめて意見を出し</p>

	<p>ていただければ、全てを取入れることは難しいが精査し予算措置などできるものはしていきたいとの発言があった。今まで地域自立支援協議会として協議はするけれども、なかなかそれがかたちになっていかなかった経緯がある。</p> <p>委員として出席し課題は言うけれども、それはどう実施、実現できたのか。まだ課題なのか、どうなっているのかという話が多く語られている。</p> <p>防災・災害対策については大元は危機管理の部分があって、福祉分野として災害時要援護者、その中でもまた障がいというようにだんだん具体的になる中、今は地域自立支援協議会の意見というかたちでどう反映していくのかは、私に預らせていただきたいと思う。</p> <p>学校は学校で私のほうでどう整理していくか、地域安全課に持っていくにはどうするか、他課と調整させていただきたいと思っている。</p>
高橋会長	<p>それは、是非堀池委員のほうでやっていただきたいことである。</p> <p>防災会議はいずれ子供の部分も扱うということが明々白々の事実である。また、自立生活支援課は児童発達支援センターきらりを所管していて子供が所管対象になっている。</p> <p>子供、教育、学校のことが採り上げられていないので、これは相当な問題ではないかと改めて思う。その辺地域自立支援協議会として、もし何かのかたちで提案するのなら、是非きちっと伝えていくべき問題だと思っている。</p>
矢野副会長	<p>高橋会長の意見を含めて、もう少し具体化する。各避難所の運営組織をどうするかが防災規定の中に要綱としてあると思う。避難場所は小金井公園などの大きい公園と小中学校である。</p> <p>小中学校へ避難した人を受け入れて、どう守っていくかという運営組織を検討する時に、学校の先生と市の担当課の職員とが一緒になって、それぞれの学校ごとに運営組織を検討することになると思う。</p> <p>学校ごとに、乳幼児、お年寄り、障がいを抱えた人が今避難した時に、それぞれの学校がどういうスペースを確保していくかということは、その要綱の中で検討した組織ができていないと、駄目なのではないかと思う。</p> <p>その辺の整備がどこまでできているかがないと、次の対応がきつとできないであろうし、今、二次避難所の協定を進めているが、二次避難所へ持つていくためにはどういう手続きを踏んでいくのかという連携をするために、最初の避難場所で運営組織ができていないと駄目だと思う。</p> <p>学校が避難場所であれば、やはり教育委員会と十分に詰めていないと、実際上の具体的に動けない気がする。</p> <p>堀池委員から他課との調整と話があったが、他課との調整以前の問題で、要綱の中で作り上げていかないといけない。どういう組織で避難誘導を運営するかという運営要綱を検討してもらえるといいと思う。</p> <p>昨年 11 月の地域自立支援協議会でまとめた中で議論をしている幾つかの提案についてだが、テレビのニュースで、実際に高齢者や障がいのある人を避難誘導するためにどうするかというところで、スーパーの大型カートを利用して、それを使ってより速く避難するためのシステムを考えている地域の話が取り</p>

	<p>上げられた。また、病院など担架を借りて、元気な人が担架で避難させる。その方が5分でも速く避難場所に逃げられるとのことで、津波対策のところであった。</p> <p>そのような地域のいろいろな施設を活用しながら、うまく誘導できるかということをもう少し、次回検討する中で提案していきたい。速やかに避難誘導するための取り組みは、自治会や高齢者関係の人たちとも議論を深めていただけるといいと思っている。</p>
高橋会長	<p>私は岩手県、宮城県の5つか6つの市区町村で教育委員会、特別支援学校、学校の状況を報告した。いずれの地域も緊急避難時の避難場所としての学校の役割というだけではなく、長引く避難生活あるいは復興の要に学校や子供がものすごく重要な役割を果たしている。</p> <p>子供自身がいわゆる避難者ではなく、子供自身も中学生にもなるとボランティアとしてどんどん活動できる。自分たちは惨めな存在だけではなくてちゃんと人の役に立つという意識の切り替えが、ものすごく子供の成長発達やPTSD状態をなくしていくという意味でも有効である。</p> <p>この地域に残って生活していくために自分たちは頑張れる、他の地域に移転しなくてもなんとかここで頑張っていくという意味で、学校や子供が地域の復興の要になってくるのだということが調査をしたときの一番大きな印象であった。それはその後、長く語り継がれていることでもある。</p> <p>単に一時の避難ということではなく、災害になった後に長引く復興の中で学校や教育の果たすべき役割はすごく大きい。そういった観点でも、やはり学校や教育委員会の非常に積極的な協力が必要である。</p> <p>今からそういった連携ネットワークをつくっていかないと、また同じことの繰り返しになってしまうと思う。そういった面でも、ぜひ教育、学校、子供といった視点を防災計画、避難行動計画の中にもきちっと位置付けて検討してほしい。</p>
大久保委員	<p>私は小学校の学校運営連絡員という委員をやっている。災害時の話が出て校長先生(前任)はどうお考えか尋ねた。皆さんは子供たちがいるときに災害が起きたということを想定していないようだと言った。空っぽになっていて部屋が沢山空いているいろいろな人を入れられると思込んでいるようだが、私たちは朝8時半から夕方4時ぐらいまでは、災害が起きた時に子供をきちっと学校内で保護することが役目なので、そのときに近所からいろいろなかたちの生徒児童以外が入ってきてしまうことを皆さんはどう考えているのかと、言っていた。</p> <p>それは大事で、空っぽになっている場所としての学校を避難場所として考えてしまっているようなので、災害が起きる時間によっては守らなければいけない子供たちが生活をする場所であって、空いているのは校庭だけである。そこに大勢の避難者が来たときにどうするのか、その備えをどうやって学校側がしていくのかということについて、まだ全く協議が進んでいないようだという様子を聞いた。お願いする側がいろいろなかたちで勝手に学校、学校と言って</p>

	<p>空間としての学校を想定してしまうと、実際の災害時には違ってしまわないのか。</p> <p>矢野副会長が言われたように、災害の後いわき市の被災地域で私が見に行ったところでは、学校の校庭の一部に仮の商店街が造ってあった。やはり地域にとって学校というのは非常によりどころであったり、通い慣れていたりするところで、そういう施設を造るというのは非常に有効である。</p> <p>学校は単なる空間、夜であればそうだろうが、災害が起きる時間帯によってはそうではないということも認識しながら、避難所としての計画を考えなければいけないという気がした。</p>
森田史雄委員	<p>大澤部長にうかがいたい。これからこの会議が終わって具体的に進める上でいろいろな審議会や協議会ができてくると思う。いろいろなものが具体的に検討されると思う。まず、そのタイムスケジュールというのは具体的にはどうなっているのか。会議をもって終わりではなく、また決めるためにいろいろな仕組みが必要だと思う。</p>
総務部地域安全課 大澤部長	<p>地域安全課のこの防災計画は、多分来年度までかかる。</p> <p>例えば今、二次避難所の手引きというものがあるが、この3人のメンバーで手引きをたまたま一緒に作った。当然言葉が変わってくるので、その改訂は今後していく必要性があると思う。</p> <p>その改訂にあたってはいろいろな方法はある。今、森田純司委員からお話があったものも参考にはなるのかと思う。</p>
森田史雄委員	<p>関連あるところと協力しながら作るということですね。地域自立支援協議会からも何か提案できると思う。</p>
森田純司委員	<p>避難所に指定されている学校の話が出たが、障害者福祉センターも昨年二次避難所として登録するのかなどかの議論があった。学校と同じで発災時に通所者がいる施設ではなかなか厳しいと思う。</p> <p>なかなか難しいという定義を説明していて、果たしてこれでいいのかと思うところもある。発災時は長くて3日間あるいは迎えが来るまで、同じような方々が入っていただける場所である。</p> <p>あるいは学校に身近な避難所というのが明確に本体計画に名前が載って、避難所を立ち上げる時に、何か工夫があれば連携ができるのではないと思う。</p> <p>やはり福祉ニーズの積み上げなのではないかと思うところもある。具体的な福祉ニーズを積み上げていると、場所の有効活用をする方法ができてくるのではと思っている。なかなかこれは抽象的で言葉にはなりづらいところだが、地域自立支援協議会でこのような地道な作業をやっていく必要があると思った。</p>
森田史雄委員	<p>次回の地域自立支援協議会で皆さんが討議してまとめたものを事務局に提出する。</p>
赤木委員	<p>高橋会長が話した避難所に指定された学校の件は、学校に避難するというのはもう通例になっていることである。</p> <p>したがって大久保委員の話のように、生徒のいる学校へ避難者が押し掛けるようなことは生徒の安全を考えると難しいと思う。</p>

	<p>今まで、この学校が避難所だということについて教育関係者から何のクレームもなかったのかと思う。早急に学校関係者と協議すべきである。</p> <p>災害が発生する時間は生徒がいる時とは限らないし、いない時とも限らない。いつ発生するか分からない。いつでも避難者は学校へ避難できるような体制を学校側として教育委員会側として協議すべきである。</p> <p>その辺を市で早急に音頭を取ってもらいたい。音頭を取ってもらわないと、はっきり言ってこの話は進みようがない。</p>
森田史雄委員	その辺りも含めて次回の地域自立支援協議会でまとめたいと思う。
赤木委員	学校は学校でまとめていただきたい。
総務部地域安全課 大澤部長	<p>学校の避難所の関係は、まず学校では、平成 12 年に作った学校の防災体制の整備指針を改訂した。例えば学校では夜間震度 5 弱の地震が発生した場合、学校の教員が 3 名、各学校の避難所へ来ていただくというかたちになっている。</p> <p>市でも学校に勤務している職員や市内に在住している職員が、各学校のほうに集まって避難所の運営をしていくというところの整備はできている。</p> <p>それと併せて、各学校においても使っている場所、悪い場所というのは事前に決めておいていただくというかたちで学校防災指針の中で謳っている。基本的に、例えば要援護者は当然、優先的に入っていただく。1 階の校舎でも入りやすいような場所、そういったところは要援護者さんという 1 つのくくりになるが、そこをあらかじめ指定している。また、女性の関係では、例えば授乳室、更衣室といったものをあらかじめ決めておいていただきたいというお話はしている。</p> <p>ただ、日中の場合は当然、子どもがいる。今、子どもたちは小学校、中学校も完全に親の引き取りになるので、そこまではずっと学校にいることになる。状況によれば子どもがいて、また、避難されている方がいる状態になる。</p> <p>学校の避難所の運営の関係にしても地域を交えたかたちで、各学校、町会、我々行政を含めて顔合わせ等をしている。先週の日曜日に南中学校で学校を避難所として見立てて、ちょっと軽い訓練をさせていただいた。</p> <p>第四小学校の地域の町会の方々が盛んなもので、学校を交えて自主的に避難所の運営訓練をしたいという申し立てをいただいている。第四小学校なり南中学校はモデルケースのかたちになればいいと思っている。</p> <p>最終的に避難所の運営についてはそこに避難されている方が自主的に運営されるのが、私どもはベストと思っている。当初は市の職員や学校関係職員、学校長、また、その地域の方々に入ってお手伝いをさせていただいて、多少軌道に乗るまでは運営をしていただくことになるかと思う。</p> <p>例えば我々行政にしても、次の日にはまた違う業務をしなければいけないので、なかなかその職員が固定できるケースはない。</p> <p>東日本のケースでは、小金井市の職員を避難所へ派遣をした。比較的避難所の運営は、ボランティアや派遣をされてくる方々が避難所の運営に協力していただく部分というところもある。地域の特性で、自分たちで全部やるというところもあった。</p>

	<p>今当然そういうところでは学校、教育委員会、行政、地域といったところであらかじめ先ほど申したように必要な教室はこういうようなところ。それは総論に近い部分があるかもしれない。</p> <p>例えば、南中学校であれば 1 階のこの部分は要援護者に使ってもらう、2 階のこの部分は授乳室にしてみようとか、そういうかたちで個別に少しずつだが具体案を検討している。</p> <p>それに付随するようなかたちで避難所のマニュアルも計画をしているし、学校の防災の計画も取りあえずできていて、学校長、副校長には説明をしているところである。今個別にそういったところで教育委員会も含めて個々のケースでモデルケースになるように話し合い、かなりそれに則したかたちで訓練を計画させていただいている。</p>
江澤委員	<p>避難所運営の関係では今いろいろな自治体の取組みがある。静岡県で作った避難所運営ゲームというのがある。災害が起こった時に避難所にどういう方が来るか、200 から 300 名位のいろいろなパターンがカードに記入されており、一人がカードを読み、避難所担当になった職員がどのように部屋割りをするかなどを考えていくものである。ご存じの方が多いと思うが、各自自治体でそれを使ってイメージトレーニングをしているところが少し増えてきている。</p>
高橋会長	<p>今日は第 1 回目である。次回もこのテーマで取り組む、今日の議論を踏まえながら地域自立支援協議会として何ができるかということについて、引き続き議論する。</p> <p>議題 2 地域自立支援協議会の組織見直しについて⑤堀池委員から報告をお願いします。</p>

(2) 地域自立支援協議会の組織見直しについて⑤

堀池委員	<p>資料 5 参照。前回の地域自立支援協議会で要綱をお示しさせていただき、一定のご了解はいただいたと思っている。それに基づき、資料 5 を新たにお示ししているところである。新しい組織イメージ図である。</p> <p>今回協議していただきたい案件は部会設置数と、部会で何をするかの内容、部会名である。</p> <p>簡単に説明させていただくと、新要綱に含まれる全ての機関と人数とを併せて表示した。従前より言っている全体会と内容等を示している。その下に「〇〇部会」というのが何個かできるようなイメージかと思っている。</p> <p>委員構成は、全体会は 21 人、部会の人数は定めない。1 名で複数部会を兼ねることは可である。委員報酬について、全体会は報酬があるが、部会は無報酬とさせていただきます。部会については設置数、名称等は全体会で決定し、部会の開催回数は定めない。</p> <p>事務局としては来年度から新しい組織として始まるので、どのようになるかなかなか不明な点が多い。ただ、来年度委員が増えて協議会として進めていく上で円滑に機能するために、今年度中には部会数と部会として何を協議していくかという内容を決めていただきたい。部会数は概ね 2 つか、3 つでお願いした</p>
------	--

	<p>い。</p> <p>部会数が多い方がよい等いろいろ意見はあると思うが、来年度は初めての取り組みとなることから、事務局としては試験的な運営を考える中で数を少なくして十分なスケジュールを取りながら、委員の方が話し合っ、今後部会の仕方をどう考えていくかというところも踏まえながら進めていきたい。</p> <p>試験的な運営の中で、少しずつ小金井スタイルを作っていただければと思っている。部会数を多くすると皆さんもお忙しい中でそちらのほうに時間を取られることもあると思うので、できるだけ初年度は部会を2つないし3つと決めていただいて来年度は進めていきたい。</p> <p>委員の枠で増える民生委員や権利擁護の関係の方に対して、事務局として推薦をお願いする中で、このように現協議会の中では決定して、この案件を協議していただくという説明をしたほうが委員になられる方もイメージがしやすい。いきなり来てから案件を決めるのでは、なかなか今までの経過が分からない中で非常に不安になると思う。</p> <p>今期はあと今回と2月3月の地域自立支援協議会を残すのみだが、3月になるとどうしても年度のまとめということもあって、そちらの方に時間を割くということが考えられる。今日も時間がないため、2月か3月のところで少し時間をいただいて決定するというスケジュールを考えている。</p>
高橋会長	<p>今日は基本的なイメージが紹介されたので、これを読んでいただきながら意見があればお願いします。</p> <p>また、2月3月にこの件について継続した議論になると思うが、前回大枠も決めていただいたので、今日はできればこのイメージについて更に追加のご意見をいただきたい。</p> <p>他市の自立支援協議会を見ていただいているので、矢野副会長から傍聴の感想と、それと絡めて協議会のイメージについても報告をお願いします。</p>

(3) その他

一同	特になし。
----	-------

3. 報告

(1) 武蔵野市及び調布市部会傍聴報告

矢野副会長	<p>武蔵野市と調布市のそれぞれワーキンググループの傍聴に行ってきた。最初に1月16日に行われた武蔵野市の地域自立支援協議会権利擁護部会の傍聴である。資料3参照。</p> <p>武蔵野市は5つの部会があり、今年度の地域自立支援協議会の取り組むテーマと、どういうスケジュールでやるかと、どういう部会が何をやるかが書かれた資料である。</p> <p>これを見ていただくと相談支援部会、はたらく部会、くらす部会、権利擁護部会、障害者当事者部会の5つである。障がいの当事者の方たちは知的、身体、</p>
-------	---

精神それぞれの種別の方が反映されて入っていらっしゃる部会である。

権利擁護部会では、権利擁護部会の人と障害者当事者部会の方とが一緒になって協働の合同部会でコミュニケーションを取っていくかたちで間に入れたりしている。

全体会の他に部会がそれぞれ協議をしているが、全体会のことをここでは「親会」と言っているが親会の回数だけでは充分意思疎通が図れないので、「拡大協議会」というものを間に入れて、それぞれ経過報告を出し合って調整するという事で全体の意思疎通を図っている。

基本的に部会で今年度はこういうテーマでやっという事になっている。権利擁護部会では障害者差別解消法という法律に基づいてその辺の権利侵害や権利を守るということで、どうということなのだろうと学習会を含めたかたちで議論をされていた。

来月「合理的配慮とは」ということで、障害者差別解消法についての学習会を市民に呼び掛けて、障がい当事者も含めて参加できるようなことを、この部会が企画している。

この勉強会の前に武蔵野市役所の会場で事前に部会を開いて、当日の会がスムーズに運営できるようにトイレの問題、会場の問題、障がいのあるいろいろな方が来てもちょうんと配慮に欠けないよう運営できるように部会の方たちが議論をしていた。

なかなか突っ込んだ話をされていて、一つ一つテーマをどう解決するかということを取り組みの中でやられていて、随分進んだ取り組みをされていると感じた。

武蔵野市の地域自立支援協議会は当初から部会を構成しながらやっていたことと、構成員が20名を超える大きな協議会である。市の職員も障害福祉課だけではなく地域支援課など課をまたいで参加されているというところが一つポイントだったと思う。

次に1月24日に行われた調布市のちょうふだぞうワーキンググループへ行った。事務局の北村主任がまとめた資料4参照。

調布市の地域自立支援協議会は4つの部会がある。「ちょうふだぞうワーキンググループ」というのはどちらかというと知的障がいの方たちを中心にした事業所の方や、親の会の方たちを含めた知的障がいの課題について取り組んでいるところであった。

この日は「障害のある人が安心して地域に暮らすために～入所施設から地域社会へ～」というテーマで行われた。「地域移行支援」は厚生労働省においても東京都でも力を入れているところである。

調布市内に住所があつて都外施設に入所している人達を対象に、地域に戻りたいか、そのまま施設で過ごしたいかというアンケートを行った。その中で調布に戻りたい、地域に戻って暮らしたいという方たちの入所施設に実際に行って具体的に聴き取り調査を行った。その結果や様子が報告されていた。

「あんしんねっと」という活動で、当事者の方たちを守るためのいろいろな

	<p>取り組みが行われている。24 時間体制で電話対応、緊急一時の対応ができるように取り組んでいる経過報告があった。</p> <p>もう 1 つは当事者グループの人たちと話し合いをして、当事者の人はどんなことに悩んでいるかということをお聞き会をこのワーキンググループでやって、障がい者当事者の集まりとして、今後はみんなの会というのをやって継続的にやっていこうということになった。</p> <p>地域自立支援協議会の部会が地域に出ていって具体的にいろいろな活動をして、ネットワークをそこで作っていく取り組みをしております素晴らしいと感じた。</p> <p>その他、世田谷区において地域自立支援協議会で講演会を計画している。もう終わってしまったが障がい者が世田谷区で自分らしく暮らすという、地域移行のテーマに合わせた講演会や学習会を協議会として開いている。</p> <p>また、NHK のニュースでやっていたが、皆さんのところにもメールが来ていたと思うが、地域自立支援協議会でそこまでやるのかという話もあるようだが、狛江市地域自立支援協議会主催で 1 月 20 日に行われた「わかりやすい演説会狛江」では東京都知事候補を呼んで障がいを持つ方に分かり易い演説会が行われた。</p> <p>結構、各自治体の状況は、地域自立支援協議会が主体的にいろいろな企画をして取り組んでいるという印象を受けた。来年以降、部会を開いていく時にこれまでの積み残しの課題をきちっとテーマに入れて取り組めればと思う。</p> <p>調布市にしても、武蔵野市にしても障がいの種別は当事者、親の会などを含めて網羅している。そういう姿勢で幅広く考えられるような協議会にできるのではないかとこの印象を持った。</p>
高橋会長	<p>明日も立川市で多摩地域自立支援協議会交流会があり私も参加する予定である。</p> <p>地域自立支援協議会は各自治体でかなり個性的になりつつあるかと思う。本協議会もどんなふうに進化していけるのかというところで、かなり大事なことだと思う。</p> <p>武蔵野市は相談支援、はたらく、くらす、権利擁護、障害当事者という 5 つの部会と、年に 1 回の全体会。調布市はテーマではなく身体、知的、精神の 3 障がい部会を設置して、それ以外にワーキンググループを設けてかなり機動的にやっているという感じである。</p> <p>小金井はどういう方向でやっていけばいいかというところである。何かご意見があればお願いします。</p> <p>人数がかなり多く、21 名である。そうすると、例えば専門部会を 3 つ設けても、単純に割ると一つの部会が 7 名ぐらいで、それなりの部会の大きさと規模になるかと思う。</p> <p>そこが核となってワーキンググループとか、専門部会を作って、かなり機動的にやっていくということになると、どういう部会を立ち上げるかが大事なのではないか。</p> <p>全体会は年 4 回だから、どちらかというところ協議確認の場となってくる。全体</p>

	<p>的な協議になってくるので、やはり専門部会をどうにかたちで組織して、それが核となってやっていくのかというところが、個性的になるか、ならないかにかかってくる。</p> <p>他のところは障がい名、障がい部会で当事者に入っている。この小金井はどちらかというところまで部会にはなっていないが、テーマを進めてきたところがあるので、そういう方法でやっていくのか。少し考えていただくということではよろしいでしょうか。</p>
森田純司委員	<p>再確認ですが、部会運営の中に障がい当事者が入ったときの移動手段、コミュニケーション手段についてどうしようかという質問があった時に、当事者が支給を受けているサービスの範囲内で行っていただきたいと回答があったような気がした。</p> <p>例えば、その方針でやるときに協議会は何回出席で、その分の支給時間数を上乘せするような具体的な方策が考えられるかどうか。もしくは、そもそも市の協議会なので、市で予算を取っているのか、そのあたりはどうだったかというのを確認したい。</p>
高橋会長	<p>それはもう既に確認されていると私は思っている。詳細なところの話は言えないが、市でやることなので最大限その保証をしていくということで確認されていたのではないかと思います。</p> <p>ただ、具体的な手話をどう付けるか、ガイドヘルパーはどう付けるかという細かな話ではなかったが、とにかく市で行うのだから可能な限りきちっと対応していくということでは思っている。</p>
堀池委員	<p>そういう認識でいいかと思う。私どもが当初予算を措置する状況の中では、やはり見込みが立たない場合はなかなか予算取りというのが難しい状況にある。</p> <p>そういった中では部会で、例えば視覚障がいの人、聴覚障がいの人、移動支援が必要な方がいると思う。その人がこの2回のワーキンググループに参加し、当事者の意見としてお聞きしたいから呼んでいただきたいといった場合は、その都度行政として対応させていただこうと思っている。</p>
高橋会長	合理的配慮の範囲で対応するということですか。
堀池委員	そうです。
高橋会長	<p>次回には部会を確定しなければならないので、どういう部会を作ってもらいかというイメージを個々の委員に持っていただいて参加していただくということをお願いします。</p> <p>では次に、平成25年度障害者週間行事の報告について堀池委員からお願いします。</p>

(2) 平成25年度障害者週間行事の報告

堀池委員	資料6参照。本日は時間がないので各委員の方には資料を読んでいただければと思う。
------	---

(3) アエラウィズベビー及びTBSラジオ人権TODAYでの「きらり」紹介

堀池委員	<p>報告(3)は資料7参照。本物はこちらにあるが、「AERA with Baby」の2014年2月号で発達障がいの特集があった。それをコピーしたのが資料7になる。112ページに「きらり」が紹介されている。</p> <p>また、昨年12月28日土曜日、午前8時15分からTBSラジオの「人権TODAY」という番組でも「きらり」が紹介されている。東京学芸大学教授である高橋会長と「きらり」センター長である文京学院大学の伊藤教授と私が声だけの出演をさせていただいた。</p> <p>また、放課後等デイサービスを利用している保護者のインタビューがご紹介されているので、ご報告させていただいている。</p> <p>「きらり」は毎月各市、事業所、市内学校、保育園、学童保育と様々な職員から行政の方、事業所の方が視察に来られ業務も大変ではあるが、委託事業所には本当にご協力いただいている。</p> <p>「きらり」が非常に先進的な取り組みということで、沢山のメディアで採り上げていただき周知活動もできた。その分大変さはあるが、これからも頑張っていきたいと思っている。委託事業所と一緒に私も頑張っていこうと思っている。今後ともよろしくお願ひしたい。</p>
------	---

(4) 市民公募委員の募集について

堀池委員	<p>市民公募委員の任期が3月末で終了することに伴い、来年度第4期からの市民公募委員の募集を行う。公募委員は1名で委嘱期間は2年間である。募集期間は2月1日から21日までで、800字の論文を提出していただいで選考させていただく予定である。詳しくは市報2月1日号及び市のホームページでご案内する。</p>
------	---

(5) その他

一同	特になし。
----	-------

4. 事務連絡

(1) 精神保健福祉ボランティア養成講座開催について

高橋会長	事務局よりお願ひする。
事務局 (菫塚)	<p>事務連絡1点目、皆さんのお手元にピンクもしくは白いビラをお配りしてある。前回の地域自立支援協議会でご案内した精神保健福祉ボランティア養成講座の公開講座が1月18日に、この会場で既に実施され、小児総合医療センターの遠藤先生が講師で、40名程の参加をいただいで終了している。</p> <p>今回は精神保健福祉ボランティア養成講座の基礎講座の受講生募集についてである。全4回の講座で参加費500円を頂くようになっているが、こちらは既に定員の20名に達している。ただし、キャンセルの方がいらっしゃる可能性があるため、もしご希望の方は右下に書いてあるボランティア・市民活動センタ</p>

	一へ問い合わせをしていただければと思う。今この場で参加できるかどうかは申し上げられない。以上。
--	---

(2) 次回 (第 20 回) の開催について

事務局 (藤井係長)	事務連絡の 2 点目として、次回開催日のご連絡である。 次回の開催日は 2 月 25 日火曜日、時間は午後 2 時から午後 4 時まで、場所は同じく前原暫定集会施設 A 会議室になるのでよろしく願います。
---------------	---

(3) その他

高橋会長	<p>その他、私のほうから講演のご紹介が 1 点ある。今チラシを配るので、よろしく願います。</p> <p>先ほども矢野先生から、この地域自立支援協議会でいろいろな講演会が開ければいいという話があった。</p> <p>1 点ご紹介させていただきたいと思う。前のピノキオ幼稚園の障がいを持つ子どものお父さん達のグループが「黄金ネットワーク」というが、そこが主催である。東京学芸大学や小金井市の後援というかたちで、「思春期・青年期をゆたかに生きて、おとなになっていくための講座」を 2 月 23 日に開催する。午前 10 時から午後 3 時までで、ここにプログラムが書いてある。知的障害の保護者の方、元中学校の先生。それから「ゆずりは」という、児童養護施設を出た後の子供たちのアフターケアをされている高橋亜美さんという有名な方が市内に事業所を持っているが、その方の社会的擁護の必要な子供たちのケアの問題。</p> <p>ボーバル委員からは「自分らしい移行期 - 就労支援の視点で考える学生から社会人のかけはし - 」というテーマでお話をいただくということで準備している。もしよろしかったら、いろいろなところにご紹介いただければと思う。</p> <p>黄金ネットワークのホームページでも紹介している。それから 2 月 1 日の市報にも掲載していただくので、広めていただければと思う。</p> <p>これで第 19 回小金井市地域自立支援協議会を終了する。</p>
------	--

以上